

## 標準処理期間の未設定理由

番号 18

処 分 名	松山市立埋蔵文化財センターへの資料の寄贈又は寄託の許可
根 拠 法 令 名	松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則
条 項	第9条第2項
所 管 課	文化財課

**【標準処理期間を未設定とした理由】**

対象物の点数や内容、保存状況等により調査に要する期間が異なり、標準処理期間を設定することができない。